

よくある質問

よくお問い合わせいただくご質問と回答を紹介します

Q マイナンバーを書き写したメモを番号確認書類としてもいいですか

A メモは番号確認書類として取り扱いできません。
マイナンバーカード・通知カード・住民票(個人番号記載のもの)が番号確認書類となります。

Q 医療費控除を申告すると、医療費は戻りますか

A 医療費が戻るわけではありません。
すでに納められている所得税があれば、その所得税が還付になる場合があります。
源泉徴収票(給与・年金等)の「源泉徴収税額」の欄に金額の記載がある場合は、還付の対象となる可能性があります。

Q 源泉徴収票や給与明細書がない場合はどうすればいいですか

A 昨年中に給与をもらっていたが、源泉徴収票や給与明細書がない場合は、
申告書の裏面の「5 給与所得の内訳」に給与支払者による記入や押印が必要となります。
収入額・住所・名称・連絡先を記入し、支払の証明として会社印等を押印してもらってください。

Q 令和6年中の収入は全くありませんが、申告は必要ですか

A 収入がない場合でも、次に該当する方は申告が必要です。

- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入者
- ・公営団地等の手続きを要する方
- ・保育所(園)利用者、児童扶養手当・就学援助申請者
- ・税務証明書が必要な方

その他、申告がないと各種行政サービスが受けられない場合がありますので、上記に該当しない場合でも期限内の申告をお願いします。

Q 申告期限を過ぎても申告できますか

A 3月18日から5月31日まで、市県民税の申告受付を停止します。
令和7年6月2日(月)より申告受付を再開します。